

利用規約

第1条【目的】

- この利用規約は、株式会社カルネヴァーレ（以下、「乙」）が提供するサービスの利用に関して順守すべき規約を定め、また、サービスの利用者（以下、「甲」）と乙との間で別途締結された宴会予約契約書（以下、「契約書」）の内容を補完すること目的とします。
- この利用規約は、甲および乙に適用されるものとします。

第2条【定義】

以下の語句は、文脈上特段の解釈を要しない限り、本利用規約上において以下の意味で使用されるものとします。

サービス	パーティーについて、乙が提供する備品、プランなどの準備やパーティー当日の提供を行う内容のサービス。
進行表	サービスの内容や提供の詳細について、甲乙打ち合わせの上合意した内容を記載した書面。
パーティー	甲の依頼に基づき乙がサービスを提供する宴会。
プラン	甲が契約書の中で決定したパーティーの基本サービス（以下、「プラン」）。
会場	パーティーが開催される場所（THE KINTAN STEAK）。
会場側	会場を運営する者（乙）およびその関係者。
参加者	乙が運営する宴会に参加している方。

第3条【サービスの進行表】

甲乙協議の上でパーティー当日の運営スケジュールを「進行表」として作成し、乙は進行表に従って甲にサービスを提供します。

第4条【宴会予約契約の成立】

- 甲は宴会実施予定日の1年前から、宴会予約契約を申し込むことができ、申込日から7日以内に、申込金20万円（税抜）を甲が乙に支払うことで契約が成立します。
- 契約成立後のキャンセルは中途解約となり、第20条に記載の所定の日数に応じた手数料を支払うことで、パーティーのキャンセル申し入れ（以下、「解約申し入れ」）をすることができます。

第5条【プランの確定と変更】

- 甲は、希望するプランを予め選択した上で契約を締結します。パーティー開催当日の最低限の参加者

数（以下、「最低利用人数」）はプランごとに異なります。契約成立後は原則としてプランを変更することはできません。ただし、確定しているプランより上位のプランへの変更を希望する場合には、乙の承諾を得て変更をすることができる場合があります。

2 乙がプラン変更を承諾した場合には、承諾の通知後に変更後のプランについて新しく契約書を作成し、契約を締結するものとします。

3 乙は、自らの意思で自由にプランの内容および価格を変更できるものとし、かかる変更は甲の確定したプランに対していかなる影響も及ぼしません。また、甲は乙によるプランの変更について、変更後のプランを自らの確定したプランに適用するように求めることはできません。

第6条【予約人数の変更と確定】

1 甲は乙に対し、パーティー開催の10日前までにパーティーに参加する満12歳以上の人数（以下、「予約人数」）を確定させて通知します。通知後においては予約人数を変更することはできません。また予約人数は会場の最低利用人数を下回ることはできません。

2 前項の期日までに予約人数の確定の通知がない場合には、乙は顧客データに記載された出席者数で確定したものととして取り扱います。

第7条【開催日の変更】

1 契約締結後においては、原則としてパーティー開催日を変更することはできません。ただし、やむを得ない事由があると乙が認めた場合には、開催日の変更申し入れをすることができます。開催日の変更申し入れの撤回には乙の同意が必要です。

2 前項に定める開催日の変更については、所定日数前であっても関係事業者の都合により応じられない場合、あるいは開催日の変更に伴い関係事業者や企画等進行表の事項が変更となる場合があります。

3 開催日の変更申し込みが乙の営業事情によって認められず、キャンセルせざるを得ない場合は、甲は第20条の中途解約手数料の規約に従いキャンセル手数料を支払います。

第8条【開催時間の変更】

1 契約締結後においては、パーティーの開始時間および終了時間（以下、「開催時間」）を変更することはできません。ただし、やむを得ない事由があると乙が認めた場合には、開催日の変更申し入れをすることができます。開催時間の変更申し入れの撤回には乙の同意が必要です。

2 前項に定める開催時間の変更については、所定日数前であっても関係事業者の都合により応じられない場合、あるいは開催時間の変更に伴い関係事業者や企画等進行表の事項が変更となる場合があります。

3 開催時間の変更申し込みが乙の営業事情によって認められず、キャンセルせざるを得ない場合は、甲

は第20条の中途解約手数料の規約に従いキャンセル手数料を支払います。

4 パーティー開催当日に生じたやむを得ない事情により開始時間に遅れる場合、および遅れる可能性がある場合には、甲は乙に対して速やかに連絡し、協議するものとします。なお、乙は開始時間の遅延による影響を可能な限り減少できるよう努力しますが、影響の減少および回避の義務を負うものではありません。また、本項の場合には、ご連絡を頂いても終了時間の延長はできません。

第9条【その他の事項の変更】

本利用規約に特に定められた場合を除き、甲の理由により契約書、利用規約、進行表その他パーティーの運営および開催に関する事項を変更することはできません。

第10条【最低利用人数および予約人数を下回った場合の措置】

1 パーティー当日の参加者が各プランの最低利用人数を下回った場合には、甲は最低利用人数との差分を乙に補償しなければなりません。

2 パーティー当日の参加者が予約人数を下回った場合には、甲は予約人数との差分を乙に補償しなければなりません。

3 前2項の補償は、パーティー開催当日中に乙に対して行わなければなりません。

第11条【写真および映像データの取扱い】

1 乙は、パーティー写真等をインターネット上の自社ホームページ、パンフレット等による自らの業務の広告に利用する場合には、当該パーティー写真等に記録された者に対して利用の態様を示して許諾を得るものとします。

第12条【料金の延着および不足】

1 正当な事由なく、料金が期限内に支払われなかった場合、乙はその一存により当該申し込みを履行するために確保した人的および物的資源を、サービスの利用を希望する他の者に提供する権利を有するものとし、その結果パーティー開催日や時間の変更、パーティーの遅延等、甲および甲の関係者に生じた一切の損害等から免責されるものとします。

2 正当な事由なく、料金の金額が不足していた場合も、前項と同様とします。

第13条【器物等の破損】

甲および甲の関係者が乙の備品等を紛失・毀損した場合には、甲は紛失・毀損により乙に生じた損害を賠償しなければなりません。

第14条【受傷および食中毒等】

甲および甲の関係者が、会場側の手配した食器、備品等の不備により傷害等を負った場合、および会場側の提供する飲食物等に起因して食中毒等の体調不良を起こした場合には、乙はその事態より生じた損害の補償および賠償について、甲と協議の上その金額および支払い方法を定め、対処するものとしません。

第15条【不法行為】

1 甲および甲の関係者が乙および関係事業者のスタッフ等に対して暴言、暴行、セクシャルハラスメント等の不法行為に及んだ場合、乙および関係事業者はその程度に応じ加害者に対して警告や退去要請を行うほか、サービスの提供を中止して会場を収去することがあります。また、加害者は乙および関係事業者ならびにそのスタッフ等に対して慰謝料および損害賠償の責任を負います。

2 甲および甲の関係者が乙および関係事業者から前項に定める不法行為の被害を受けた場合、不法行為を行った乙および関係事業者は、慰謝料および損害賠償の責任を負います。

3 前2項の慰謝料および損害賠償の請求等は、被害当事者と加害当事者の間において直接行うものとし、乙は円満かつ迅速な解決にできる限り協力するよう努めますが、自らが被害当事者あるいは加害当事者となった場合を除き、被害当事者、加害当事者のいずれに対しても一切の責任および義務を負いません。

第16条【秘密保持】

甲は、本契約により知り得た乙の秘密を、営利・非営利、個人利用・法人利用、有償・無償等の別を問わず、利用すること、および第三者へ提供することはできません。ただし、本契約締結以前に既知となっていた事項については、この限りではありません。

第17条【個人情報の取扱い】

1 乙は、甲より提供を受けた個人情報が、当該個人情報により特定される者に無断で第三者に漏洩することの無いよう厳重に管理します。

2 乙は、第1項の定めに基づいて個人情報を取り扱うことを条件として、サービスの提供に必要な範囲の利用に限り個人情報を関係事業者に提供することがあります。

第18条【完全履行とみなす場合】

次の各号の一に該当する場合には、乙の義務は完全に履行されたものとして取り扱われ、甲はプラン料金および会費の全額の支払い義務を負い、減額請求等を行うことはできません。

(1) 乙の責に帰すべき事由なく甲および甲の関係者が会場に来場せず、パーティーの終了時間を経過

したとき

(2) 乙の責に帰すべき事由なく新郎新婦が会場に来場しなかったため、パーティーの開催ができなかったとき

(3) 乙の責に帰すべき事由なくパーティーの開始時間が遅延し、進行表に定められた企画等および提供される飲食物の一部または全部が変更あるいは省略されたとき

(4) 甲の故意または過失、あるいは不法行為等（未成年者による飲酒、騒乱、過度なパフォーマンス等が該当しますがこれらに限られません）によりパーティーの開催、進行およびサービスの提供が不能となったとき

第19条【不可抗力】

1 本契約上の義務を、以下に定める不可抗力に起因して遅滞もしくは不履行となったときは、甲乙双方本契約の違反とせず、その責を負わないものとします。

- (1) 自然災害
- (2) 伝染病
- (3) 戦争および内乱
- (4) 革命および国家の分裂
- (5) 暴動
- (6) 火災および爆発
- (7) 洪水
- (8) ストライキおよび労働争議
- (9) 政府機関による法改正
- (10) 会場側の一方的な事由による会場の閉鎖および予約のキャンセルの強行
- (11) その他前各号に準ずる非常事態

2 前項の事態が発生したときは、被害に遭った当事者は、相手方に直ちに不可抗力の発生の旨を伝え、パーティー開催の可否等を通知するものとします。

第20条【中途解約】

1 契約締結後にパーティーをキャンセルする場合には、下記に定める所定の日数に応じた手数料を乙に支払うことで、解約申し入れをすることができます。

宴会予約契約締結日～開催90日前まで	最新のお見積金額の10%
開催89日前～開催60日前まで	最新のお見積金額の30%
開催59日前～開催30日前まで	最新のお見積金額の50%

開催29日前～開催4日前まで	最新のお見積金額の80%
開催3日前～当日	最新のお見積金額の100%

2 前項の手数料は、甲による解約申し入れが乙に到達した日を基準に決定されます。

3 乙は、甲による解約申し入れ後速やかに会場その他関係者等へ確認を行い、可能である場合には必要な手続きを行い、パーティーがキャンセルされた旨ならびにキャンセルに要する手数料の額を甲に通知します。甲は、通知を受けた日から7日以内に手数料を乙の指定する銀行口座に振り込みにて支払わなければなりません。支払いが期限内にされなかった場合には、手数料の額が変更となる場合があります。

4 パーティーのキャンセルが確定した後においては解約申し入れを撤回することはできません。また、キャンセルの確定以前に撤回する場合には乙の同意が必要です。

5 第1項の手数料の支払いがなされずにパーティー開催当日を経過した場合、または支払期限の末日がパーティー開催当日を超えた日であった場合で手数料の支払いがなされなかった場合には、キャンセルまでの間における甲乙間の最新の合意内容に基づくパーティーが開催されたものとして取り扱います。

第21条【契約の解除】

1 乙が、正当な理由なく、契約書、利用規約および進行表に定められた債務を履行しないときは、甲は本契約を直ちに解除することができるものとします。

2 乙は、甲が次の各号の一に該当する場合は、甲に対して通知することなく本契約を直ちに解除することができるものとします。

(1) 契約書等の重要事項につき虚偽の記載等が認められる場合

(2) 同種の事業者による、乙の業務を調査することを目的とした契約であると認められる

場合

(3) 不法および危険であると一般に認識されている団体が主催あるいは関与することが明らかとなり、乙のスタッフおよび関係事業者の身体等の安全が保証できない場合

(4) パーティーにおいて違法行為や危険行為（未成年者による飲酒、騒乱、過度なパフォーマンス等）を行う計画をしていることが明らかとなった場合

(5) 正当な理由なく、甲が契約書および利用規約に違反したとき

(6) その他、乙が契約の継続およびパーティーの開催をすることが適当でないと認める場合

第22条【権利放棄】

1 甲および乙の一方が、相手方の特定の契約違反を許容し、その違反により発生する損害賠償請求権等の放棄をしても、その後の違反に対する権利を放棄するものではないことを甲乙双方は確認します。

2 特定の条項の権利放棄を契約期限まで認める場合は、権利を持つ契約当事者が書面にて放棄する旨を承諾しなければならないものとします。

第23条【準拠法】

本利用規約は日本法に準拠し、同法によって解釈されます。